

# PATENT Attorney<sup>®</sup>

パテント・アトニー

弁理士は知的財産権を社会に活かすパートナー

- 弁理士風土記 シリーズ
- 特許庁からのお知らせ
- 知的財産権豆知識
- 日本弁理士会からのお知らせ

特集

発明の日記念  
シンポジウム

ヒット商品を支えた知的財産権  
小が大を兼ねる画期的包装資材  
「ループタイ」

PATENT



夏

号

日本弁理士会広報誌

2003

# 特集

## 発明の日記念 シンポジウム

日本弁理士会と日本知財学会は、4月18日の「発明の日」を記念して、「発明の日記念シンポジウム」を大阪国際交流センターで開催した。このシンポジウムは、日本知財学会との初の共催であり、知的財産立国の実現に向けて数々のテーマが議論された。



下坂スミ子会長

### 第1部 基調講演

下坂スミ子日本弁理士会会長の開会挨拶の後、日本知財学会会長の軽部征夫東京工科大学教授が「知財を基盤とする社会の構築に向けて」と題した基調講演Iを行った。軽部会長は、自己の発明であるバイオセンサーの場合を例に挙げられて、「研究者は実験で成功したら特許を書くべきである」と主張され、学際領域としての知的財産権の重要性を強調された。

大阪大学の岸本忠三総長が「バイオ技術と産学連携」と題して基調講演IIを行った。岸本総長は、DNA解明に関

する例を挙げられて、「真理をつく研究は本来的に社会に役立つものである」「大学は研究の光と影を考えて知的財産を創るべきである」「大学と産業界とはあくまで対極に存在してこそ意義があり、安易に迎合すべきでない」との非常に示唆に富む提言をされた。



軽部征夫教授

### 第2部 パネルディスカッションI

「知財立国に向けての産学官連携」をテーマに産・学・官の代表によるディスカッションが行われた。

松下電器産業株式会社の山崎攻知的財産権本部長は、「産は知財なくして事業なし」であり、「学は30〜50年先のニーズを研究すべきである」と主張された。

アンジェスエムジー株式会社の小谷均副社長は、「ベンチャービジネスにとって、

産学官の援助がきわめて重要である」と主張された。

大阪大学先端科学技術共同センターの村上孝三センター長は、大阪大学におけるTLIO活動の現状を解説された。

日本知財学会の清水勇理事は、「大学にとって知財の管理活用は、イノベーションな活動のための手段であり、大学の発明を有効に活用するために、産・官は大学知財の管理等について協力すべきである」と主張された。

特許庁の小野新次郎特許技監は、特許庁の大学発明に対する援助等について説明された。

モデレータとして、科学ジャーナリスト



岸本忠三総長



の馬場錬成氏が各パネリストの意見を引き出され、「大学発明の管理」「世界を相手にした研究特許戦略」「大学発明を企業活動に結び付ける特許の取得」等の問題点が議論された。

### 第3部 パネルディスカッションII

「新世代が創る新しい関西」と題して、渡部俊也日本知財学会事務局長をモデレータとしてパネルディスカッションを行った。



青色LEDの発明者でありUCSBの中村修二教授は、SARSの影響で出国できず、テレビ会議システムを利用して会議に参加された。

東大阪宇宙開発共同組合の青木豊彦理事長は、中小企業の技術を集積すれば、大企業に負けないものが作れることを強調された。

学生を代表してBLS関西代表の山田耕太郎氏とRISE代表の山本篤志氏がパネリストに加わった。知財に対する関心が、研究者のみならず将来の知財を担う学生にも広がってきたことを認識させるものであった。

中村教授は、日本の投資システムと大学ベンチャーに対する考え方を痛烈に批判された。特に、米国の大学研究者は、研究室の運営や資金繰り等において青木理事長のような中小企業の経営者と共通する面があり、日本の大学研究者とは大きく相違することを強調された。



事業化を始め

私の事務所のある桑名市は、万葉集が詠まれていた頃から栄えた土地で、揖斐・長良川の河口に町並みが広がり、潮干狩りのできる海岸、ハイキングのできる鈴鹿の山々、湯の山温泉、長島温泉などに取り囲まれています。



従来の場合、技術などがあるか調査することが大切ですが、最近の特許庁のホームページが充実していますので、まずそのホームページにアクセスすることをお勧めしています。初めての人のために、ノートパソコンと携帯電話を持参して電子図書館の検索方法や従来技術の一部をその場で一緒に閲覧していきます。相談内容がより深まるようになったと感じています。



桑名六華苑の門前にて



伊勢神宮に参拝する人々

### 「弁理士の日」記念行事一覧

◎全国一斉無料特許相談会 ●日時:6月28日(土) ●場所:全国30ヶ所

#### 東京イベント

「知的に遊ぼう!弁理士パーク」 ●日時:6月28日(土) 10:00~17:00

●場所:日本科学未来館 ●内容:◆1F展示スペース(身近な暮らしの中であつと驚く知的財産・知的財産権ってナニ?・無料特許相談室・ストローコンサート・パネル展示・特許電子図書館体験コーナー・ロボット相撲コーナー・NEC ロボットpapero (パペロ)のデモンストレーション) ◆7F未来CANホール=トークライブ「知ってる!?右左ホンモノはどっち!」(13:30~14:30)

#### 近畿支部講演会

●日時:6月28日(土) 13:00~16:30 ●場所:テイジンホール(大阪市中央区南本町1-6-7)

●テーマ:「中国特許事情—権利行使と保護の実態—」 ●定員:250名

#### 東海支部イベント

●日時:6月28日(土) 10:00~16:00 ●場所:ナディアパークデザインセンタービル6階(名古屋市中区栄3-18-1)

●内容:①実務者向け講演会と市民講座 ②無料相談会

③インターネット検索体験 ④パネル等の展示およびビデオ上映

★裏面にも公開フォーラムのお知らせがございます。詳しくは日本弁理士会ホームページをご覧ください。 < <http://www.jpaa.or.jp> >

## 特許庁からの お知らせ 平成15年度 知的財産権制度 説明会の開催に ついて

特許庁では、知的財産権制度を広く一般に周知・普及することを目的として、全国各地で知的財産権制度にかかる説明会を開催することといたしました。

知的財産権についてこれから学びたい方や、新たに企業の特許部門等に配属された方など初心者レベルの方を対象に、知的財産権制度の概要や特許庁への手続を内容とした初心者向け説明会を、全国47都道府県の主要都市で50回開催いたします。

また、日常的に知的財産業務に携わっている方を対象とした実務者向け説明会を、10月~12月にかけて全国12地域(札幌市、仙台市、さいたま市、東京都港区、横浜市、名古屋、京都市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、那覇市

で開催する予定です。内容は、特許・意匠・商標の審査基準と運用、国際出願(PCT)制度の実務、審判制度の運用、国際特許分類(IPC)の検索など、実務上必要な内容となっております。

両説明会の講師は特許庁職員が行い、参加費は無料です。参加者には特許庁作成のテキストを配布しますので、この機会に、ぜひご参加いただきますようご案内いたします。

説明会の詳細につきましては、特許庁ホームページ (<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>)の「特許庁の取組み」をご覧ください。ご不明な点がありましたら、特許庁総務課地方班(03-3581-1101(代)/内線2107)までお問い合わせください。

# ヒット商品を支えた知的財産権

## 小が大を兼ねる「ループタイ」 画期的包装資材

特許第2138543号「巻き付けタイプの表示帯とその製造方法」  
商標登録第2554675号「ループタイ」



写真1



写真2



写真3

材株式会社社長)に話が持ち込まれたのである。

まず、考えられるのは、写真1にあるように、吊り下げ用のタグのついた袋に糸を入れることである。しかし、これ

では両脇のつのが出っ張り、不格好である。そこで、石崎氏は、スマートに見えるようつのを切つていった(写真2、3)。切つていくうちに袋の両脇が破れてコマがはみ出してしまった。破れたところで終わってしまうのが人情であるが、石崎氏は、破れても落ちないで止まっているのを見て、「これはおもしろいものができたぞ」と納得

する。こうしてできたのが、写真4のループタイである。

このループタイは、単一の幅のもので色々な大きさの商品に巻き付け、タグに商品名や製造者、説明文などを印刷して表示帯として使用できる。この特許に関しては、旧制度での異議申立てを受けて審査に長期間を要したが、公告されたままの権利範囲で登録された。現在では石崎資材株式会社社の主力製品であり、特許権に護られて他社の参入を許さず、独占状態が続いている。また、「ループタイ」は登録商標でもある。袋を音読みすると「タイ」であり、石崎氏によると、「ループ状の袋」の意味を込めての命名だそうである。



写真4

(取材協力)石崎資材株式会社  
社長 石崎昭氏

### 知的財産権豆知識

30

#### 秘密特許制度

皆さんは、秘密特許という言葉を目にしたことがありますか？

特許出願された発明や、特許権が付与された発明の内容は一般的には世間に公表されず。しかし、必ずこの原則を貫くと、不都合を生じることがあります。それは「体何だと思いませんか?」例えば、戦争に用いる兵器等について画期的な発

明を完成させ、特許出願をしたとします。出願書類には発明の構成や効果の他に、通常、第三者がこの兵器等を製造できるような方法が記載されるため、出願内容が世間に公表されると、秘密兵器等としての価値は失われます。また、敵対する国が公表された書類を見て兵器等を造つてしまいかも知れません。このような事態が生じると、特許出願のなされた国は、非常に困つてしまいます。

国によっては、特許の付与による発明の開示等が、国家の安全保障に有害であるときに、発明を秘密にする等の取り扱いをする場合があります。我が国でも、明治32年の特許法で、「軍事上必要なも

の若しくは秘密を要するものに係る発明」について、特許に制限を付す等の規定がありました。そして、第1号秘密特許として、「無煙火薬製造法」の記録が残っております。

戦争に用いる兵器等は、まさに最先端技術の集約で、特許の塊です。世の中の発明は、平和的にのみ利用されるものではないのです。

(日本弁理士会 広報センター委員会 神崎正浩)



パテント・アトニー  
平成15年6月18日発行 第30号 無断転載禁止  
編集/日本弁理士会広報センター  
発行/日本弁理士会  
東京都千代田区霞が関3-4-2 〒100-0013  
電話 03-3581-1211(代)  
FAX 03-3581-9188  
http://www.jpaa.or.jp  
「PATENT ATTORNEY」は「弁理士」のことです。

7月1日は  
**弁理士の日**  
日本弁理士会からのお知らせ

- 「特許・意匠・商標なんでも110番」  
特許、実用新案、意匠、商標等について、弁理士が無料で相談に応じます。(月～金)
- 弁理士の仕事や特許制度を易しく解説したパンフレット(無料)やビデオ(有料)があります。
- お問い合わせは下記まで  
日本弁理士会(広報課) Tel 03-3519-2361  
日本弁理士会大阪分室 Tel 06-6775-8200  
日本弁理士会名古屋分室 Tel 052-211-3110

中央知的財産研究所 公開フォーラム

- 日時:7月1日(火) 13:20～16:50
- 場所:弁理士会館3階会議室
- 内容:「クレーム解釈をめぐる最近の動向」  
高林龍氏(早稲田大学法学部教授)  
「バイオテクノロジーと法的保護」  
高山周子氏(弁理士・バイエル薬品(株)中央研究所)  
「21世紀の知的財産戦略」  
中山信弘氏(東京大学法学部教授)

☆詳しくは日本弁理士会ホームページをご覧ください。  
<< http://www.jpaa.or.jp >>

JCAA  
JAPAN PATENT ATTORNEYS ASSOCIATION  
**日本弁理士会**